

高知県犯罪被害者等支援推進会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県犯罪被害者等支援条例（令和2年3月27日高知県条例第3号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づく高知県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、推進会議を招集しようとする場合は、開会の日時及び場所並びに付議すべき事項を定めて、あらかじめ委員に通知するものとする。

2 委員は、推進会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡するものとする。

(議事録)

第3条 会長は推進会議の議事について、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、会長及び会長の指名する2名以上の委員が署名するものとする。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、高知県文化生活スポーツ部県民生活課が行う。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。